

相模原市農業委員会第2回会議議事録

開 会 日 時 令和7年4月30日 午後1時43分

閉 会 日 時 令和7年4月30日 午後3時22分

開 催 場 所 産業会館4階 特別会議室

出 席 委 員 (○印)

①	齋藤 孝之	⑧	西東 邦雄	⑮	高橋 三行
②	築地原 優二	⑨	鈴木 輝彦	⑯	加藤 通一
③	阿部 健	⑩	菱山 喜章	⑰	檜島 真
④	黒木 竜郎	⑪	斉藤 嘉之	⑱	菊地原 靖
⑤	藤村 達人	⑫	木下 賢一	⑲	大塚 優子
⑥	渋谷 久夫	⑬	志村 佳男		
⑦	山口 幸男	⑭	岸 義之		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 菊地原央 山下淳 清水正之 武信秀直 丸山和紀

議事録署名人 議長

議席 1番

議席 10番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第1回農政運営委員会報告
3		第1回農地あっせん委員会報告
4		第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告
5	議案第 3号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第 4号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第 5号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第 6号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第 7号	農地法第3条の規定による許可申請について
10	議案第 8号	農用地利用集積等促進計画の要請について
11	議案第 9号	農用地利用集積等促進計画に係る意見について
12	議案第10号	都市農地貸借に係る事業計画の決定について
13	議案第11号	令和8年度県農地等の利用最適化の推進に関する意見について
14	報告第 1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
15	報告第 2号	農地所有適格法人の報告について
16	報告第 3号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
17	報告第 4号	非農地証明書の発行について
18	報告第 5号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
19	報告第 6号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第2回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、17番檜島真委員より遅刻の通告がありますので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、1番齋藤孝之委員、10番菱山喜章委員を御指名いたします。

今日は傍聴者はないということでありましたので、このまま進めていきます。

それでは、これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

菊地原事務局長に報告いたさせます。

事務局（菊地原事務局長）

それでは、令和7年3月27日から令和7年4月29日までの主な会務につきまして、御報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、1の会議でございます。

初めに、県関係でございます。

4月16日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告11件となっております。

続きまして、市関係でございます。

3月27日、農業委員会第37回総会を行いまして、農業委員15名が出席しております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

4月1日、新体制にて農業委員会第1回総会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、小委員会の設置等についてほかでございます。

同日、第1回農政運営委員会を行いまして、農業委員12名が出席しております。内容につきましては、委員長の選任についてほかでございます。

同日、第1回農地あっせん委員会を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、委員長の選任についてほかでございます。

4月14日、第1回農地利用最適化推進委員連絡会を行いまして、農地利用最適化推進委員19名、農業委員17名が出席しております。内容につきましては、相模原市農地利用最適化推進委員の身分証等についてほかでございます。

4月22日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

初めに、県関係でございます。

4月16日、県庁・農業会議挨拶を行いまして、阿部会長、私が出席してございます。内容につきましては、着任の挨拶でございます。

裏面を御覧いただきたいと思います。

続きまして、市関係でございます。

4月1日、農業委員会委員選任発令式を行いまして、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、農業委員会委員選任発令式でございます。

4月14日、農地利用最適化推進委員委嘱式を行いまして、農業委員17名、農地利用最適化推進委員19名が出席しております。内容につきましては、農地利用最適化推進委員委嘱式でございます。

4月21日、新任農業委員現場研修会（本庁地区）を行いまして、農業委員4名が出

席しております。内容につきましては、農地法第5条の許可申請案件についての現場研修でございます。

同日、農地利用最適化推進委員現場研修会（本庁地区）を行いまして、農地利用最適化推進委員4名が出席しております。内容につきましては、タブレット操作説明、農地判定基準の説明でございます。

4月24日及び25日、新任農業委員現場研修会（津久井地区）を行いまして、農業委員4名が出席しております。内容につきましては、農地法第5条の許可申請案件についての現場研修でございます。

4月24日、農地利用最適化推進委員現場研修会（津久井地区）を行いまして、農地利用最適化推進委員5名が出席しております。内容につきましては、タブレット操作説明、農地判定基準の説明でございます。

続きまして、その他でございます。

4月14日に相模原市農協へ、4月18日に神奈川つくい農協へ挨拶を行いまして、阿部会長、菱山副会長、私が出席しております。内容につきましては、着任挨拶でございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程２ 第１回農政運営委員会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程２「第１回農政運営委員会報告」をいたします。高橋委員長から報告をお願いいたします。

委員長（高橋委員）

農政運営委員会報告をいたします。

４月１日に行いました第１回農政運営委員会の結果報告をいたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

当日の総会で、委員会が設置され、委員が選任されたことに伴い、正副委員長を互選いたしました。委員長には私、高橋三行が、副委員長には西東邦雄委員が選任されました。

簡単ではございますが、以上で第１回農政運営委員会の報告とさせていただきます。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第１回農政運営委員会報告を終わります。

日程3 第1回農地あっせん委員会報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程3「第1回農地あっせん委員会報告」をいたします。大塚委員長から報告をお願いいたします。

委員長（大塚委員）

それでは、農地あっせん委員会の報告をいたします。

4月1日に行いました第1回農地あっせん委員会の結果を報告します。別途配付されております報告資料を御覧ください。

当日の総会で、委員会が設置され、委員が選任されたことに伴い、正副委員長を互選いたしました。委員長には私、大塚優子が、副委員長には山口幸男委員が選任されました。

以上、簡単ではございますが、第1回農地あっせん委員会の報告とさせていただきます。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、以上で第1回農地あっせん委員会報告を終わります。

日程４ 第１回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（阿部会長）

続いて、日程４「第１回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。事務局に報告いたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、４月１４日に行われました第１回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を御報告いたします。配付されております報告資料を御覧いただきたいと思います。

４の議題につきましては、８つの項目がございましたが、５の主な意見等について御報告申し上げます。

議題（４）推進委員活動記録カードの記載方法について質問があり、事務局から、改めて周知することといたしました。こちらにつきましては、会議・研修への出席に係る移動時間を活動時間に含めるかどうかという御質問でございましたが、後日、事務局にて確認しましたところ、会議・研修への出席に係る移動時間は活動時間から除いて報告することになっていたため、事務局から個別に各推進委員の皆様に御周知をさせていただきました。

議題（５）相模原市農地利用最適化推進委員互助会規約及び監事の選出につきましては、小山推進委員が監事に選出されました。

また、総会等の開催時間につきましては、様々な御意見が交わされましたが、結果といたしまして、今年１年間を通して、状況を見て判断してまいることといたしました。

以上、第１回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の報告とさせていただきます。

議長（阿部会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

〔 はいの声 〕

議長（阿部会長）

それでは、以上で第１回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程5 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程5議案第3号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1から3-4及び3-1001は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

収受番号3-1は、相模原市緑区に住む譲受人が、中央区に住む譲渡人が所有する農地について、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は1ページと2ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑1筆、1,359㎡です。今後の作付は、コマツナ、ホウレンソウなど、露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地5筆、4,055㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が270日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-2は、相模原市中央区に住む譲受人が、中央区に住む譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は3ページと4ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の畑1筆、690㎡です。今後の作付は、サツマイモやジャガイモを栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地2筆、1,612㎡は適切に管理されております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が200日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、収受番号3-3及び3-4は、相模原市緑区に住む譲受人が、八王子市に住む譲渡人が所有する農地を、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は5ページと6ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区上九沢の畑2筆、505㎡と267㎡です。今後の作付は、ホウレンソウなど露地野菜を栽培する予定です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地37筆、40,859㎡は適切に管理されております。農作業常時従

事要件 150 日以上については、譲渡人とその妻が共に 350 日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、収受番号 3-1001 は、緑区中沢に住む譲受人が、緑区寸沢嵐に住む譲渡人の農地を、経営規模拡大のため、所有権移転する申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 8 ページを御覧ください。申請地は、寸沢嵐の畑 12 筆、5,529 m²です。今後の作付は、タマネギ、キャベツ、カボチャ、ジャガイモ、サツマイモ等の露地野菜を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件について、経営農地 11 筆、9,382 m²は適切に管理されております。農作業常時従事要件 150 日以上については、譲受人が 349 日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これから審議となります。地区ごとに担当委員を決めて、それぞれに、現地の調査、確認を担っていただいているわけでございます。本来、委員全員で事前に現場を見ていただくことができれば一番いいんですが、そういうわけにもいかないので、よろしくお願いします。これまでもやってきたわけですが、今後につきましても、同様をお願いしたいところでございます。その際には、極力、地区担当の推進委員さんにも御同行いただき、調査、現場の活動をしていただきたいと思います。お忙しいところではございますが、どうぞよろしくお願いします。

それでは改めまして、先ほどの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

収受番号 3-1 及び 3-2 については、中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

12 番（木下委員）

木下です。

収受番号 3-1 は、4 月 21 日に確認をしました。周りの畑はきれいに整備されていまして、適した農地だと思いますので、頑張って使っていただきたいと確認しました。

収受番号 3-2 も、4 月 21 日に確認しました。五角形の傾斜のある畑で、周りの方がすごいきれいにされているんですが、現在はちょっと荒れていました。隣の畑を所有されているということで、何も問題なく入っていけるといいますので、変わった形の畑ですが、きれいにしていただきたいと思いました。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、収受番号 3-3 及び 3-4 については、緑区担当、山口幸男委員、お願

いたします。

7 番（山口委員）

山口です。では、御報告申し上げます。

収受番号 3-3 と 3-4 につきまして、4 月 17 日に確認してまいりました。この場所は、西側が住宅に接していきまして、南側は道路です。北側と東側の境がきれいにトラックでかき回してあって確認できなかったんですけども、北側も東側も譲受人が耕作している畑ですので、全く問題ありません。この場所は、以前はとんでもなく荒れていた場所で、譲受人もしっかりやっているのは私も確認しておりますので、荒廃農地が優良農地になるのではないかと思います。歓迎すべき案件だと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、収受番号 3-1001 については、相模湖地区担当、岸義之委員、お願いいたします。

14 番（岸委員）

岸です。よろしくお願いします。

先日、2 日かけて、この地区の調査に伺ったんですが、地図でいうと 8 ページの 732-3、732-4、732-5、734-2 を除くほかの 8 筆は問題ないような状態で、すぐにでも耕作可能な感じだったんですが、最初に申し上げた 732-3 ほか 3 筆はシノが非常に生えていまして、すぐ耕作できるような感じではなかったのも、その辺、多少、問題があるかなという感じです。畑地としてはどうなのかなと。それから、区画に関しても不鮮明で、くいの表示などが非常に見づらく、なかったところもあったので、その辺はちょっと問題かなということです。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御発言はございませんか。

5 番（藤村委員）

最後の説明のところですけど、例えば、現地写真⑦の地番表記箇所から奥が所有権移転したいところですね。

14 番（岸委員）

そうです。現地写真⑦にある 732-3 の地番表記箇所から奥になります。

5 番（藤村委員）

この手前は別の人の畑で、奥を所有権移転したいということですね。

14 番（岸委員）

これに加え現地写真⑦の左側が現地写真⑧、⑨と続き、その 4 筆にわたって所有権移転したいということですけど、この 4 筆については農地としては、どうかなというぐらいシノが 1 m から 2 m ぐらい生えてしまっています。

事務局（山下所長）

議長。

議長（阿部会長）

事務局、補足をお願いします。

事務局（山下所長）

今お話がございましたシノが生えているところは、現況、このような状況ですので、事務局でも譲受人に再三確認しております。ここにつきましては、10月末頃までには全て伐採、伐根して、耕作できるような土地にするということです。

以上です。

議長（阿部会長）

いかがでしょうか、よろしいですか。

ほかに御発言はございますでしょうか。

14番（岸委員）

今、事務局から詳しい説明があったんですけど、私が見る限り、2、3か月で済む話ではないような気がするんですけど。行ってみてびっくりしたのは、ほかと全然違うんです。それも沢の場で、非常に荒れている土地です。それを伐根して畑地にしようって可能なのかなというレベルの話です。事務局は、その辺はきちんと確認されているんでしょうか。

事務局（山下所長）

はい、確認しております。2、3か月ではなくて、10月末頃までですので、これから6か月ほどかけて、間違いなく伐採、伐根して耕作できるような土地にするということで確認を取っております。

14番（岸委員）

私も初めてなもので、どの程度まで関与して、いろいろするかというのは、これから非常に勉強しなければいけない点ですけど、私的にはちょっと難しいのではないかなという思いもありますので、今後も、まめにパトロールに行って、見るようにします。

以上です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程５議案第３号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 6 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 6 議案第 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号 4－1 は相当とする理由があるので、農地法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 7 年 4 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6 ページを御覧ください。

收受番号 4－1 は、申請人が所有する田名の農地 1 筆、1,008 m²を車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 10 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、自動車販売業者からの要望により、車両置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック 1 段から 2 段積みを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立新宿小学校の南東約 90 m です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見がございましたら、お願いいたします。

中央区担当、木下賢一委員、お願いいたします。

12 番（木下委員）

駐車場ということですが、この写真の反対側、背中側に新宿小学校がありまして、それと、この写真の左側、子供がサッカーをするコートがあるんですね。子供さんがたくさん登下校する中、駐車場 36 台ということで、車が頻繁に通るところなので、子供の安全についてどうなのかなというのはありました。杭は 4 か所きちんと入っていらして、土地自体は大分低い状態ですので、転圧というか、相当、砂利を入れるようになるのではないかなと思いました。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

5 番（藤村委員）

周辺が道路とサッカー施設に囲まれているので、周辺に農地があるなら、農業者の仲間として適切に使われるかどうかという判断はしなければならないのだろうけど、周辺に農地がないため、雨が降ろうと、別の法律で縛られる話になってくるので、あまり真面目に審査してもしょうがないような気がするんですけど、それはどうですか。

事務局（武信総括副主幹）

周辺農地への影響につきましては、今おっしゃられたとおり、農地がない場所ですので、しかも第3種農地ということで、書類が整っていれば原則許可ということになります。懸念事項等については、農地法以外のところでやってもらうような場所にはなりません。

なお、こちらは特殊介護車両の販売展示場になりますので、通常の駐車場のように入出する場所ではないです。

以上です。

15番（高橋委員）

販売展示場ですか？

事務局（武信総括副主幹）

そうです、展示場です。

議長（阿部会長）

福祉車両の展示場ということですね。

事務局（武信総括副主幹）

その場で、お客さんに見てもらおうということです。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第4号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

ただいま檜島委員が到着しましたので、これから審議に加わっていただきます。

[檜島真委員着席]

日程 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 7 議案第 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、7 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5－1 から 5－2 及び 5－1 0 0 1 から 5－1 0 0 3 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和 7 年 4 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8 ページから 9 ページを御覧ください。

收受番号 5－1 は、譲受人の社会福祉法人ワゲン福祉会が、譲渡人が所有する下溝の農地 1 筆、2 9 6 m²に賃借権を設定し、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 2 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、社会福祉事業を営んでおり、現在使用中の駐車場を一部返却することから、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、南側にブロック 2 段積みを設置し、東側は既設ブロック及びフェンスを利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原ギオンスタジアムの南約 1 0 0 m です。

続きまして、收受番号 5－2 は、譲受人の株式会社伸悦が、譲渡人が所有する上溝の農地 1 筆、9 3 0 m²の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 4 ページを御覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、スチール回収業を営んでおり、工場に直接搬入していたスチールの一時仮置場が必要となったことから、新規に資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、鋼板、単管パイプを設置し、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は神奈川県立上溝南高等学校の北西約 3 8 0 m です。

本庁分は以上です。

事務局（山下所長）

続きまして、收受番号 5－1 0 0 1 は、譲受人の有限会社矢部運送が、譲渡人が所有する青山の農地 1 筆、1 3 3 m²の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 1 6 ページを御覧ください。農地区分は第 2 種農地です。申請理由といたしましては、隣接地で運送業を営んでおり、事業用資材の収納場所が既存の車庫では手狭なため、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、南側及び東側はトタン板を設置し、北側及び

西側については、既設コンクリート擁壁を利用する計画です。雨水については、浸透性防草シート敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市立串川保育園の北約360mです。

続きまして、収受番号5-1002は、譲受人の有限会社八代が、譲渡人が所有する根小屋の農地3筆、479㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産業を営んでおり、特定建築条件付売買予定地1区画を販売するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、北側は既設擁壁、東側は既設ブロック、西側は既設の石積みを利用し、雨水については、雨水桝による敷地内浸透とする計画です。汚水については、高度処理型合併処理浄化槽により処理する計画です。申請地は串川東部保育園の東約900mです。

続きまして、収受番号5-1003は、譲受人が、譲渡人が所有する寸沢嵐の農地2筆、497㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、譲受人は妻の実家で譲渡人である母と同居していますが、子供も成長し、手狭なため、自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック1段積みを設置し、雨水については、砂利敷き及び植栽による敷地内浸透とする計画です。汚水については、高度処理型合併処理浄化槽により処理する計画です。申請地は相模原市立内郷中学校の南約410mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-1については、南区担当、志村佳男委員、お願いいたします。

13番（志村委員）

それでは、御報告申し上げます。4月21日に現地確認に行っていました。先ほど事務局から説明があったとおりでございます。隣接する老人施設の方だと思えますけれども、ここを耕作してしまして、写真をご覧ください。境界もしっかり確認できましたし、雨水も流失は認められないと思いますので、転用はやむを得ないのかなと思います。御審議、よろしくお願いします。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、収受番号5-2については、中央区担当、鈴木輝彦委員、お願いいたします。

9番（鈴木委員）

これは129号バイパスのすぐ脇ですね。推進委員をやっていたときからそうでしたが、周りに入るところがなかったので、隣の駐車場から入って確認した土地です。手前のところは資材置場みたいなものになっていたもので、しょうがないのではないかなと思

います。隣接との境界は大丈夫でした。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、収受番号5－1001及び5－1002については、津久井地区担当、菊地原靖委員、お願いいたします。

18番（菊地原委員）

菊地原です。

4月25日に現地調査を行いました。1001につきましては、申請者の資材置場に隣接している土地であります。境界も入っておりますし、雨水や土の流失もないと思われます。また、接道も今ある位置で確保されているところであります。

1002につきましては、県道沿いの土地です。これも四方の境界は、はっきり分かるようになっております。したがって、雨水や土の流失もないと思います。県道沿いで接道も確保されています。以前は農地でしたけれども、こういう形で転用はやむを得ないものと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

続きまして、収受番号5－1003については、相模湖地区担当、岸義之委員、お願いいたします。

14番（岸委員）

先日、4月15日か16日だったんですけど、前任の青木元農業委員と2人で見に行っていました。場所としては、増原地区ですけど、診療所をずっと上って、突き当たりを左へ行って、また左へ下ったところの一面ですけど、土地そのものの区画の感じは非常に悪くない場所で、境もきちんとされておりました。ただ、先ほど説明があったように、たしかブロック1段積みとおっしゃっていたと思うんですけど、それについては、スクリーンで見られるように、赤い線がついているところが1段積みだと思うんですけど、その入口の高低差が60cmから90cmぐらいあるのかな。家を造る場合、その流水とか今後検討することになると思うんですけど、そこも先ほど言ったとおり、視察を含めて、ある程度、回数を通して見ていきたいと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

事務局、さらに補足説明はありますか。いいですか。

事務局（山下所長）

特にございません。

議長（阿部会長）

それでは、これより質疑に入ります。

16番（加藤委員）

5－2のスチール缶を回収して置くのに、どうやって入るんでしょう。

事務局（武信総括副主幹）

14ページの案内図に雑種地と書いてあるところがあると思うんですけども、こち

らの土地所有者さんと今回転用する場所の土地所有者さんが同じ土地所有者さんになりまして、雑種地を含めた一体的な土地利用になっておりますので、129号側から進入する形になります。

16番（加藤委員）

ここは地目が雑種地だから、転用に関係ないということですね。

事務局（武信総括副主幹）

はい、そうです。

16番（加藤委員）

分かりました。

5番（藤村委員）

8ページの1002の一番右側の特定建築条件付売買予定地、これは何ですか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらにつきましては、調整区域内で家を建てる場合に、今までは、本庁管内で言えば、区域指定などあったと思うんですけども、そういったものがなくなって、今、非線引き区域の中で、不動産屋さんが売る目的で自己住宅を建てる場合は、特定建築条件付売買予定地ということで、土地の契約をするに当たって、3か月以内に建築契約を結ぶなど条件をつけた上で許可を出している形になります。

議長（阿部会長）

建築契約は何か月以内ですか。

事務局（武信総括副主幹）

3か月以内です。土地の売買契約をしてから3か月以内に建築契約をすれば、調整区域内で建物の売買を目的とした転用ができる形になります。

5番（藤村委員）

今の話で分からないのは、調整区域内でというところが気になるところです。

事務局（武信総括副主幹）

すみません。こちらについては、非線引き区域の用途地域以外ということになりますね。

5番（藤村委員）

旧市ではできない？

事務局（武信総括副主幹）

旧市では、もうできません。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですね。それでは、採決をさせていただきます。

議案第5号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程7議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程 9 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程10 議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程8議案第6号、日程9議案第7号及び日程10議案第8号につきましては、関連議案になります。3議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

異議なしと認めます。

それでは、議案第6号、議案第7号及び議案第8号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（山下所長）

それでは、初めに本件の概要について説明いたします。議案第6号、議案第7号及び議案第8号については、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するものについて、太陽光パネルの支柱部分を転用面積とした第5条の転用許可申請と上部に設置する太陽光パネルに係る第3条による区分地上権設定の申請、そして、営農の継続をするための貸借の権利設定を行うものです。営農者は農地所有適格法人かつ認定農業者である株式会社アグレアで、営農作目はブルーベリーです。

それでは、まず、議案第6号について説明します。10ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1004は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページを御覧ください。

收受番号5-1004は、借受人の株式会社ジャスパーが、貸出人が所有し、耕作者として株式会社アグレアが利用権を設定している緑区寸沢嵐の農地3筆、4,780㎡のうち1.74㎡に賃借権を設定して、営農型発電設備を設置している支柱部分について、一時転用許可を更新するものです。期間は、現在の一時転用期間満了の翌日である令和7年6月2日から令和17年6月1日までの10年間です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。営農型発電設備の設置により転用する場合は、国からの通知により、支柱部分や周辺機器の設置部分を転用面積として取り扱うこととされており、本申請での支柱1本当たりの面積は0.0045㎡で、6.7cm角の支柱258本、このほか

引込柱3本やパワーコンディショナー基礎ブロック33個で、一時転用面積は、合計で4,780㎡のうち1,74㎡となります。隣接地への被害防除については、耕作地をそのまま使うため、雨水は敷地内での自然浸透とする計画となっています。申請地は森田病院の西約760mです。

続きまして、議案第7号について説明します。12ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1002から3-1003は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

収受番号3-1002及び3-1003は、権利設定者の株式会社ジャスパーが、緑区寸沢嵐の農地3筆、計4,592㎡について、営農を継続しながら、その上部に太陽光パネルを設置することに伴い、区分地上権を再設定するものです。

続きまして、議案第8号について説明します。14ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第8号 農用地利用集積等促進計画の要請について。別紙農用地利用集積等促進計画に定める事項整理番号7-1001は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、当該事項を示して農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請することとする。令和7年4月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、15ページを御覧ください。

整理番号7-1001は、営農の継続をするための貸借の権利設定を行うものです。農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画を定めるよう、農地中間管理機構へ要請する議案となります。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ここで、現地を担当していただきました相模湖地区担当、岸義之委員に、5-1004、3-1002及び3-1003について、補足説明や御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

14番（岸委員）

案内図を見てもらうと分かるんですけど、上に太陽光パネルが設置されていて、農地として使うことと、その設置を一緒にするようなシステムだと思うんですけど、管理状態も非常にきちんとされていて、下に植えている作物はブルーベリーです。ブルーベリーを植え付け中で、私は農業はそんなに詳しくないんですけど、きちんと植えられている様子が見えました。それから、境の設定も結構きちんとやっておられるように見えました。ほぼ完璧だと思います。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

5 番（藤村委員）

ちょっと教えてください。地図でいうと 2 2 ページ及び 2 4 ページもあるんですけど、議案書でいうと 1 3 ページで畑 3 枚を任期满了で使いたいとなっていて、地図が 2 2 ページに 3 枚畑があって、議案の案件が 2 件というのは分かるんですけど、地図の 3 枚目の畑の話が 2 4 ページとダブっているのは何か事情があるんでしょうか

もう一つ聞いておくと、3 枚目で 7-1001 というのは、アグレアさんが畑をやるという申請、これは分かりました。ところが、1 3 ページの 3-1002 と 3-1003 はジャスパーさんが畑をやる、地上という申請ではない、これはどういう申請ですか。

事務局（丸山副主幹）

まず、当初にお話ししましたとおり、この案件に関しましては、促進計画により、地べたについてはアグレアさんが耕作します。

5 番（藤村委員）

3 枚ともアグレアさんが耕作するんですか。

事務局（丸山副主幹）

そうです、3 枚ともアグレアさんが耕作することになります。3 条の案件で、空間の部分について、ジャスパーさんが営農型のソーラーパネルで使用する権利を設定します。

5 番（藤村委員）

空間の方がジャスパーさんということですか。

事務局（丸山副主幹）

空間がジャスパーさんになります。5 条で支柱の部分についてジャスパーさんが転用ということになります。その 3 つの権利が発生する形になります。

促進計画のアグレアさんのものに関しては、上の 2 筆、1515-1 と 1521-5 に関しましては、従前から更新という形でやられているものでありまして、1521-12 に関しては、再度やり直さなければいけないということで、ここで審議にかけさせていただいている形になっております。

5 番（藤村委員）

航空写真で見ると、3 枚目も、もう上に太陽光パネルを設置されていますね。

事務局（丸山副主幹）

現時点で太陽光パネルは設置されています。

5 番（藤村委員）

更新ということですか。

事務局（丸山副主幹）

はい、そうです。上の 2 筆に関しては、利用権の貸借期間が残っている形になっています。

5 番（藤村委員）

申請そのものの構造は分かりました。更新というので、この制度が始まって、一番最初は、訳も分からず、全国的にやりましょう、やりましょうという話になって、その後、途中から、様々な業者が入ってきて、何でもかんでも実施させろみたいな形になって、現在は、農林水産省としては、しっかりやっていることを確認しろという話になってい

るということで、そうすると、ここで我々が見なければいけないのは、第1期目が済んだので、十分やられているのかと、そこを判断して、では、次も O.K.ですと言わなければならないんだけど、そこはどうですか。しっかりやっていることを確認したんでしょうか。

事務局（丸山副主幹）

先ほど岸委員からもお話をいただいているとおり、現在きちんとブルーベリーも植えられていまして、まだ木の年数が若いので収量はないんですけども、そういう形で確認はきちんとさせていただいているところでございます。

5 番（藤村委員）

O.K.です。

1 5 番（高橋委員）

この物件は、10年を経過して、再申請するという案件ですよ。その確認がしたいです。

事務局（丸山副主幹）

ここで3年経ったという形になります。以前の期間が3年間という形です。従前の許可から3年間経って、ここで、農林水産省の通達があり、耕作する者が認定農業者であれば、通常3年の許可を10年まで期間を延ばして良いということになり、今回の申請では3条の区分地上権及び転用とも10年という形になっております。

1 5 番（高橋委員）

現在過ぎたのは3年間ですね。

事務局（丸山副主幹）

はい、そうです。

1 5 番（高橋委員）

収量が基準に達するかどうかというのは。

事務局（丸山副主幹）

これからになると思います。

1 5 番（高橋委員）

何年経ったらブルーベリーがなり始めて、どうなるのかというのは出ていないんでしょうか。アグレアさんから、そういう書類は出ていないんでしょうか。

事務局（丸山副主幹）

毎回、1年ごとに報告をお出しいただくような形にはなっております。今のところ、まだ木が若くて、現実的に言いますと、植えてからもそんなに経っておらず、現地に行っていた委員さんは分かると思うんですけども、まだ若木のため収量が取れるほどのものでもないの、そういう状態ではありますが、報告は毎回されております。

1 5 番（高橋委員）

3年たっても、まだそんな苗を植えて、よく営業していけるなと私は思うんです。普通なら、やる気があれば、ある程度の大きな木を植えて、そして、なるべく早いときに収穫しようとするのが経営者だと思います。それを小さい苗を植えて、大きく育つまで待つ。しかも日影の中で育てるんだから、なおさらもっと時間がかかってしまう。早く収量を上げてくださいますともう少し強く要望して、農業者という立場をもっとしっかりと保ってほしいということを書いてあげなければいけないのではないのでしょうか。

事務局（丸山副主幹）

アグレアさんの経営状態自体に関しましては、実際に言いますと、現在、農地所有適格法人でありますので、年に1回、必ず報告は上げていただいています。ここの部分は、まだ収量が少なくて、ゼロという形になっているかもしれませんが、ほかの土地である程度農業をしており、収量も得て、農地所有適格法人でも適格であるということ、毎年回答させていただいているところでもありますので、こちらとしては、今後収量が徐々に上がっていくかを確認していくような形になるのではないかと考えています。

15番（高橋委員）

普通、ブルーベリーを植えて、何年目で収穫できて、何年目からこれだけの収量が上がりますというデータをこちらから作って見せてあげて、3年でブルーベリーがゼロですというんだったら、これは太陽光発電も、農地としても認めませんと言うぐらいのことは言わなければならないのではないのでしょうか。収量はどのくらいというパーセントの決まりがあるんだからいつまでも収量なしはおかしいのではないのでしょうか。

議長（阿部会長）

暫時休憩いたします。

[休憩]

議長（阿部会長）

会議を再開いたします。

ほかに御発言はございますか。

5番（藤村委員）

休憩の前に私がやんわりと言ったことを高橋委員が明確に言ってくれたと思うので、やはり、しっかり議事録に残していただきたい。この営農型というのは、制度ができた当初、どんどん実施しろとのことだったが、実際、怪しい業者がかなり参入したため、しっかり見直そうという話になった。農業者として、きちんとやっているかの確認を行うのが、農業委員会の務めだと私は思います。上部利用の業者だけが儲かって、畑が知らないうちにただの太陽光発電になってしまったということになるので、ここはそれなりにしっかり見るべき案件だと思います。

議長（阿部会長）

事務局、何かありますか。太陽光発電については農林水産省からの通知等があるわけだけど、どうですか。

5番（藤村委員）

太陽光発電に関しては、たしか3年ぐらい前に、農林水産省から、収量の要件に関してはしっかり見ろというのが出ていたと思うのですが。

事務局（武信総括副主幹）

収量の報告につきましては、周辺農地、100%で考えた場合、その80%以上、営農型の下で作物が作れているかという報告基準になっています。それができていない場合につきましては、事務局から指導を行い、それに従わない場合には違反ということで、経済産業省も含めて、適切ではない事例があったと、近年は報告する制度になっています。しかしブルーベリーなど、植えてから数年が経たないと収穫できないものにつ

きましては、その旨の報告をさせるような形にはなっております。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

いろいろ御意見をいただいたところですが、ほかに御発言はございませんか。

2 番（築地原委員）

その関係ですけど、なかなか営農がしっかりやられていないということで、令和 6 年の 4 月ですか、ガイドラインが示されましたよね。その際、栽培計画に加えて、先ほど高橋委員からもあったんですけど、収支見込みを含めた営農計画も追加で聴取するみたいなことになっているので、今回、3 年経って再許可ですから、そのガイドラインに沿った形で計画を出してもらおう。加えて、毎年の実績で突き合わせて確認するというのが大事なかなと思います。上物が建って営農が行われていませんというのがまずいわけなので、しっかり営農は継続してもらう前提での特例措置だという趣旨からすれば、ガイドラインに沿った形の運用を、ぜひ、この機会にやっていただけたらいいかなと思います。よろしくお願いします。

議長（阿部会長）

事務局、ありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ガイドラインに沿って適正に行います。

議長（阿部会長）

それでは、事務局では、ガイドラインに沿って、指示なり指導していただくということをお願いしたいと思います。

ほかに御発言はございますか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきたいと思います。3 議案を一括で説明したわけですが、採決についても一括とするということで御異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（阿部会長）

異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 6 号、議案第 7 号及び議案第 8 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程８議案第６号、日程９議案第７号及び日程１０議案第８号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 1 議案第 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、16 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 9 号 農用地利用集積等促進計画に係る意見について。別紙農用地利用集積等促進計画案整理番号 7-1 から 7-5 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たすものと認められるため、同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり意見することとする。令和 7 年 4 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が、所有者から農地を借り入れ、耕作者に貸し出すことについて、権利設定をするための農用地利用集積等促進計画案に対し、求めに応じ、意見するものです。本庁管内の 5 件について説明いたします。

整理番号 7-1 から 7-3 は、新規に貸借の権利を設定するもので、合計 3 件、4 筆、4,378 m²です。

整理番号 7-4 及び 7-5 は、耕作者の変更に伴い、貸借の権利を設定するもので、合計 2 件、2 筆、1,310 m²です。

新規分の案内図は 25 ページから 30 ページを御覧ください。契約期間は、7-1 から 7-3 が 2 年 7 か月で、7-4 及び 7-5 が 1 年 7 か月です。利用目的は、いずれも露地野菜の栽培です。法第 18 条第 5 項に規定する認可要件のうち、第 2 号イ全部効率利用要件について、経営農地はそれぞれ適切に管理されております。第 2 号ロ常時従事要件について、それぞれ 150 日以上で要件を満たしております。第 3 号の要件については、必要な農作業に常時従事すると認められない場合である場合に審査するものとなっており、今回は審査対象者はありません。以上のことから、認可要件第 2 号を満たすものと判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 9 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程 11 議案第 9 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 1 0 号 都市農地貸借に係る事業計画の決定について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 2 議案第 1 0 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、1 8 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 1 0 号 都市農地貸借に係る事業計画の決定について。別紙都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 1 項の規定により認定申請のあった事業計画整理番号 1 5－1 は、適当と認められるので、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき決定するものとする。令和 7 年 4 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 9 ページを御覧ください。

本議案の都市農地貸借は、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、借手となる申請者が認定申請した事業計画について、農業委員会の決定を経て、市長が認定することにより、生産緑地に賃借権等が設定されるものです。

整理番号 1 5－1 は、町田市に住む申請人が、町田市に住む所有者が所有する緑区相原 4 丁目の生産緑地について、新たに賃借権等の設定を受けるための申請です。なお、当該申請は、本農業委員会が令和 7 年 1 月 1 0 日に新規就農者認定した者が初めて農地を借り受けるものとなっています。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は 3 2 ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、緑区相原 4 丁目の畑、2 筆、6 7 1 m²です。契約期間が 1 0 年の仕様貸借で、トウモロコシやキャベツなどの露地野菜を栽培する予定です。申請された事業計画の認定要件につきましては、申請書で確認しています。都市農業の機能発揮要件について、圃場や農協大型直売所などで販売を行うことで、地産地消を実践する予定であることを確認しています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺農地の農業経営との調和に努めることを確認しています。全部効率利用要件について、新規就農者であるため、現在、耕作している農地はありませんが、2 年間の農業研修の経験により満たせるものと見込んでおります。なお、申請者は農作業に年間 3 0 0 日従事する予定で、常時従事者とみなしております。以上、認定要件について、事務局において確認し、いずれも適合と判断しております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さんの補足説明や御意見を伺いたいと思います。

緑区担当、加藤通一委員さん、お願いします。

1 6 番（加藤委員）

4 月 1 7 日に現地を確認してきました。今、写真 2 にあるように、現地は、私が行ったときはタマネギとか長ネギ、キヌサヤ、ジャガイモ、イチゴ、フキなどが植えられて、きれいに耕作されておりました。また、トウモロコシもその向こうに植わっていたんですけど、さっきの 1 の写真ではトウモロコシが見えないんですが、本人は、トウモロ

コシをこの圃場で販売、それと、キャベツを農協の直売所で販売したいという考え方の
ようなので、この土地自体、きれいに耕作されていますから、譲渡人がすぐに活用でき
る農地であるということで、全く問題はないと思います。

以上です。

議長（阿部会長）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

5 番（藤村委員）

農地の利用に関しては、今の説明のとおり、何の問題もないと思うんですが、新規就
農者の方なので、200坪くらいというと、私の趣味の農業を若干超えるぐらいの面積
なので、新規就農者がそれで300日も働いてやっていくのは、逆にもう少し、指導と
いうか、あっせんとか、頑張ってもらうような方策は考えられないんでしょうか。農業
委員として、新規就農者を頑張らせろというのが仕事の中に入っていますどうでしょ
うか。この土地自体はこれで結構だと思うんです。

事務局（武信総括副主幹）

この方は、ここで初めて畑を借りるということですがけれども、引き続き、中沢であつ
たり、町田市であつたり、経営規模を拡大する予定で、今後、手広くやっていくと聞い
ております。

5 番（藤村委員）

はい、結構です。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第10号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程12議案第10号については、原案のとおり決定いたしました。

関する意見について

議長（阿部会長）

続きまして、日程 1 3 議案第 1 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（清水総括副主幹）

それでは、20 ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 1 1 号 令和 8 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。農業委員会等に関する法律第 5 3 条第 1 項の規定により神奈川県農業会議が提出する「令和 8 年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」に関し、意見を求められているため、提出する。令和 7 年 4 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、資料を御覧ください。21 ページになります。

毎年、県に意見や要望するもののうち、今回、県農地等の利用の最適化の推進に関する意見につきましては、1 月及び 2 月開催の全員協議会、それから、3 月開催の農地利用最適化推進委員連絡会地区部会及び第 1 4 回農政運営委員会で提示し、協議を経て、提案するものでございます。

今回の意見につきましては、シカ、イノシシ、ニホンザルによる被害への対策の充実を図るための県独自の補助金の新設や、指定管理鳥獣に指定されたツキノワグマの出没が増え、度々、錯誤捕獲が発生していることから、県に対して、効果的な対策を講じることを盛り込んでおります。

また、農地利用最適化交付金の交付要件が見直されましたが、実態に合った使いやすい制度となるよう、引き続き、要望するものでございます。

なお、平成 8 年度税制改正要望事項につきましては、既に 3 月末に県農業会議へ提出しております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番（藤村委員）

今さらこんなことを言ったら怒られるかもしれないけど、22 ページの一番上のところ、錯誤捕獲が発生している中、これはそのとおりだと思うけど、実は錯誤捕獲って、被害対策では使っていないんですよ。どういうところで使われるかというと、錯誤捕獲する、けしからん、イノシシを獲るためにかけたわなにツキノワグマがかかって死んでしまった、そういうのはけしからんというところで使われている単語ですよ。「錯誤捕獲」と一般の単語で使うのはいいんだけど、それらを使っている人たちは、錯誤捕獲したらけしからんというところで使っているんだけど、どうしようか、これ、このまま残しておくかね。この単語は要注意ですよ。

例えば、議事録に残ってしまうから、県議会議員の質疑応答でも、「錯誤捕獲はけしからん」という単語がしばしば出てくるんです。その単語は環境何とか団体の後押しで

出てくるんですよね。だけど、我々は、とにかく捕獲してくれというのが要望なので、まあ、いいです。今後は、これ、心して使いましょう。

議長（阿部会長）

ほかに御意見等ございますでしょうか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

[はいの声]

議長（阿部会長）

今の言葉のところについては、今回、これはそのまま使って、進めさせていただきたいと思います。使い方がなかなか適切でないということであれば、今後、またその辺のところを考えていくということによろしいでしょうか。

5 番（藤村委員）

そうですね。

議長（阿部会長）

それでは、よろしいですね。

[はいの声]

議長（阿部会長）

採決をさせていただきます。

議案第 11 号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

ありがとうございます。

挙手全員。

よって日程 13 議案第 11 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 4 報告第 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 5 報告第 2 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 6 報告第 3 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利
用状況の報告について

日程 1 7 報告第 4 号 非農地証明書の発行について

日程 1 8 報告第 5 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告
について

日程 1 9 報告第 6 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ
いて

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び各委員から質疑のあった案件のみといたしますが、事務局から補足説明等がありますか。

補足説明は特にないということです。

委員さんからありますか。

5 番（藤村委員）

36 ページお願いいたします。使われている畑自体は、前担当委員が見てきて、きちんと畑を耕していますと話をしていたんですけど、この畑 4.1 ヘクタール、田んぼが 0.2 ヘクタールというのが、ちょっと分からないんですけど、千葉県のカンパネの地図で見ますと、広大な面積に立派な温室がいっぱい建っていて、そこに記載がありますようなマンゴーとかイチゴを多分やっていると思うんですけども、600 万円という売上げは立派なもので、今年は 1,200 万円売り上げますということですが、質問事項は、当市の畑が良心的に利用されているかどうかというところですね。農業法人ですので自由に参画できるわけですが、そこが適切に管理されているかどうかというのはチェックする必要がある。そこはどうでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

こちらの上溝の 4 筆の農地につきましては、最近、確認していきまして、栗の苗木がきれいに植わっておりまして、周りの草等もきれいに刈ってある状態になっております。問題はないと思います。

5 番（藤村委員）

了解です。

7 番（山口委員）

今さらというような質問ですけれども、例えば29ページ、農地所有適格法人報告書で、議決権の数という表がありますよね。この意味と、数の220と20と極端に差があるんですけれども、これはどういう意味でしょう。

事務局（武信総括副主幹）

こちらの議決権の数については、出資割合の数になるので、その数によって過半を超えているか超えていないかというような審査をしています。

すみません。株式会社の場合は株式の数です。持ち株の割合です。

7 番（山口委員）

分かりました。

もう1点、その次の32ページの青空農園で、畑10ヘクタールとあるんですけれども、本当に10ヘクタールやっているんでしょうか。ここは3年ぐらい前にも、ちょっと問題になった場所ではないかと思うんですけれども。この売上げの数字も実績があるのかなと、確認できているんでしょうか。

事務局（武信総括副主幹）

売上げにつきましては、相模原5丁目の西門近辺で、直売所で頑張って、野菜サラダ等売っていることは事務局で確認しております。こちらの10ヘクタールにつきましては、調べて、御報告させていただければと思います。

7 番（山口委員）

お願いします。

議長（阿部会長）

ほかに御発言はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、以上で日程14報告第1号から日程19報告第6号を終わります。

以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第3回総会は、令和7年5月30日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は、市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第2回総会を終了いたします。